

「大津市伝統芸能会館友の会」規約

(名称)

第1条

当会の名称は「大津市伝統芸能会館友の会」です。

(目的)

第2条

当会は、伝統芸能を愛好する大津市内外の会員によって構成し、大津市の文化振興・伝統芸能の発展継承に寄与することが目的です。

(会費)

第3条

会費は1,500円(年会費)です。なお、途中退会に際しての返金はありません。

(会員特典)

第4条

会員特典は下記の通りです。

1. 当館主催公演チケットの先行購入
2. 当館主催公演案内の郵送サービス

(会員の有効期限)

第5条

会員の有効期限は入会申込受付日から翌年3月31日までです。

(会員証)

第6条

会員には会員証を発行します。チケット先行ご購入の際は、会員証をご提示ください。なお、先行販売に電話予約される際には、会員番号・会員氏名・電話番号等の確認をもって会員証の提示に替えます。

附則

この規約は、平成22年12月1日から施行します。

附則

この規約は、平成23年12月1日から改定実施します。

附則

この規約は、平成25年4月1日から改定実施します。

附則

この規約は、平成30年1月8日から改定実施します。